

令和3年 第9回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 9月30日(木) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三    2番 松井 正一郎    3番 松崎 久範  
5番 上野 光正    6番 坂元 洋子    7番 幸妻 正浩  
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史    2番 坂本 実    3番 橋口 昌央  
5番 永友 定己    6番 小嶋 秀樹    7番 坂本 幸  
8番 宮越 美秋

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第43号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第45号 非農地証明交付申請の承認について
- 第7 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第47号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹    事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 兵藤 衣重    主査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただいまから、令和3年第9回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番松井正一郎委員、3番松崎久範委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日9月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。資料の2ページをお開きください。

まず、9月の業務報告についてでございます。

1日に、宮崎県農業振興公社と農地買入事前調査会を行いました。

3日から22日まで、第3回高鍋町議会定例会が開催されました。

農業委員会にしましては、特別委員会の中で令和2年度の決算に関する説明を行いまして、質疑等審査を受け、問題なく終了という形で議会が終了しております。

13日に、新規就農者の案件で、関係機関、普及センター、児湯農協、農業政策課と協議を行っております。

13日から16日までは、資料の真ん中のところになりますけど、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査を、それぞれの担当区域ごとに行っていただきました。

22日に、農地集積・集約化及び農業委員会関係担当者会議が、Web形式で開催をされております。

9月の総会関係につきましては、22日に現地調査を行いまして、本日30日が総会となっております。

なお、総会終了後には、引き続いて「労災保険についての説明会」を農協から10分から15分程度、から「農業者年金加入推進研修会」ということでまたその後、行いたいと思います。これにつきましては、会場がこの部屋ではなく別の部屋という形で準備をしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、10月の業務計画でございます。

6日に、一ツ瀬川地区3条資格者協議が行われます。これは農政事務所の会議になります。

13日に、あっせん委員会を予定をしております。

20日に、備品関係の定期監査が行われ、対応をしたいと思っております。

家族経営協定の調印式を、3家族分行う予定にはしておりますけど、日程等は現在調整中で、10月中で調整をしております。

10月の総会関係が、21日に現地調査、29日が総会となっております。

なお、10月の総会のあとには、引き続き、高鍋町農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろしくお願いいたします。

業務報告は、以上です。

[事務局]

3 ページを御覧ください。

県進達経過報告を申しあげます。

5 条申請 3 件分です。案件ごとに許可日が異なっております。

7 月 30 日の農業委員会総会承認分が 9 月 16 日付け、8 月 31 日の農業委員会総会承認分が 9 月 15 日付けで許可となっております。以上です。

4 ページをお開きください。「農地法 3 条の 3 の規定による届出書について」は 1 件で御覧のとおりとなっております。

5 ページをお開きください。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は御覧のとおりです。御確認ください。

6 ページをお開きください。

「合意解約届出について」は御覧のとおりです。御確認をお願いします。以上です。

[議長]

ただいまの報告 2 ページから 6 ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号 4、議案第 43 号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領 9 のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7ページをお開きください。議案第43号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和3年8月24日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*

畑 1,357㎡ ほか1筆

2番 令和3年8月24日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 1,002㎡ ほか6筆

3番 令和3年9月6日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 田 1,872㎡ ほか11筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し及び貸渡し 申し出 担当委員 7番 坂本 幸 推進委員

順番委員 3番 橋口 昌央 推進委員

2番 売渡し及び貸渡し 申し出 担当委員 8番 宮越 美秋 推進委員

順番委員 5番 永友 定己 推進委員

3番 貸渡し 申し出 担当委員 8番 宮越 美秋 推進委員

順番委員 1番 橋口 卓史 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18ページをお開きください。

議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

登記地目 現況 田 1,041㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は事業用地です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番。山口説明いたします。場所は次のページ20ページをお開きください。10号線がありまして、その〇〇のちょうど前です。そこに〇〇が元ありまして、その後ろが田んぼになっているんですけど、ここを〇〇〇〇さんが買って、全面にドラックストアを建てる予定になっております。

それで、総工費は〇〇〇〇円を超えるらしいんですけども、〇〇〇〇さんのそういった土地の値段は〇〇〇〇円。説明以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で用途区域が準工業地域に定められた区域にある農地であることから第3種農地と判断されます。

農地法施行規則第47条第5号で、「造成だけの転用は許可しない」となっていますが、用途区域内で施設の建設が行われることが確実であるものは対象外とされています。申請地に転用後に申請地及び隣接する宅地とともに店舗建設が予定されていることを確認しておりますので、転用許可対象です。

22ページをお開きください。申請地は、西隣の\*\*\*\*番\*と合わせて平坦化して砂利敷とする造成を行います。\*\*\*\*番\*は登記地目が田ですが、平成28年12月に駐車場として転用申請をして、許可が出ているところです。地目変更をしていなかったもので、現在地目変更手続き中です。雨水排水については、南側の既設排水路及び北側道路側溝へ排出します。申請地は、周囲の宅地より低く、土砂流出の懸念はありません。また、問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されています。

〇〇水利組合の受益地です。転用や雨水排水について説明を行い問題ないこととの確認済です。また、小丸川土地改良区の「協議が整い、差し支えない」旨の意見書が申請書に添付がされております。

資金についてですが、全額、金融機関からの借入です。融資予約証明願に金融機関が証明印を押した書面が申請書に添付されており、資金について問題ないと判断します。22ページにある既存の建物は売主が解体撤去するとのことです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[6番]

はい。

[議長]

はい。6番。

[6番]

一応この22ページの道路側溝って北側の方になってますけど、これは〇〇水利組合の用水路でございます。修正をお願いしたいと思います。

[議長]

その他何か質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

18ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* ほか3筆

\*\*\*\*番\*は登記地目が宅地、現況が畑です。現況が畑ですので、農地法の手続きの対象です。

ほかの3筆は登記地目、現況ともに畑です。

4筆の合計面積、2,517.45㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は太陽光発電施設の設置です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

1番。山口。説明いたします。24ページをお開きください。左側に〇〇線



が走っておりまして、このちょうど横に当たる場所なんですけれども、〇〇線の〇〇の方と折り合いがつかなくて、そこで太陽光発電が建設できるという段取りになったそうです。

それで、この持ち主の方〇〇さんが売るということで、土地の全部2,517㎡の土地の値段は〇〇〇〇円です。

場所は〇〇です。こちらのちょっと端っこの方に南側の方にハウスが野菜なんか作ってらっしゃる状態でほとんど問題はありませんでした。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。申請地以外に高鍋町内の山林で太陽光発電施設設置の検討をされたということですが、造成に多額の費用が見込まれたため断念したということですが、第2種農地はその農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用対象となります。

25ページと26ページを合わせてみていただくと分かりやすいですが、太陽光発電施設を建設するのは、右上にある宅地1筆と今回申請する農地4筆です。

面積は、農地部分が2,517.45㎡、宅地部分を入れると2,847.20㎡です。\*\*\*\*番\*の宅地には、現在家が建っておりますが、解体撤去することです。パネルの設置については、周辺住民へ影響がないように、申請地の西側に寄せて設置する計画です。住民への説明も終わっています。

土地造成は整地転圧のみで雨水は現状通りの自然浸透とすることです。道路に側溝があり、余剰雨水は側溝に流す計画です。また、問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されております。

資金については、土地購入費用、機材工事費用等合計〇〇〇〇円です。すべて自己資金で、事業費を上回る残高のある通帳の写しが申請書に添付されております。

申請地は土地改良区の区域外であることを確認済みです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第45号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27ページをお開きください。

議案第45号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 472㎡

所有者 〇〇〇〇

非農地の事由は、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。

この件につきまして、担当の坂本会長より御説明をお願いいたします。

[議長]

私が担当委員になりますので、この場から、説明をさせていただきます。

〇〇〇〇さんの非農地証明願について説明いたします。

28ページを御覧ください。場所は〇〇交差点から10号線を南に下って、約400mのところ〇〇があります。その南側にあります。

地図には青色で示してあります。ここは谷になっており、その谷底に472㎡の農地があります。

現況は竹や草が生い茂って、耕作できる状況ではありませんでした。

現場に行くには、〇〇の反対側の〇〇の〇〇から入った、茶園の右隣りから入った奥になります。

そこに行く進入路は竹や木が倒れており、なかなか行けるような状態ではございませんでした。

この農地は昭和60年に相続されて、利用することなく現在に至っているとのこと。また、始末書も添付されております。以上です。

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第46号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。31ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 1, 119㎡ ほか6筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の坂本実推進委員、橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社の行う

特例事業のうちの一時的貸付タイプを活用した所有権移転です。

先月8月の18日にあっせん委員会において、出し手と受け手と相談をして、売買の額は設定されました。振興公社の方も1名ですけども、出席はされました。金額等についての口出し等は一切ございませんでした。

申請地は〇〇の〇〇から南に約800m行った先を左折した右側になります。〇〇の\*\*\*\*番\*と\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*になります。金額は10a当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。先ほど実推進委員から説明がありましたとおりです。〇〇の申請地は〇〇線の〇〇から北西へ650m行き、十字路を右へ400mほど行った農地です。

現地を確認したところ、稲が刈り取ったあとでした。以上です。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 318㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。推進委員 8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの無償での所有権移転です。

申請地は〇〇交差点を東に 30 m ほど行ったところの南側に一段下がったところに申請地がございます。

この件については先月にもあったんですけど、上野委員が取りまとめてもらった案件でございます。

現状は雑草が生えて、ここ何年間か植えてなかったのではないかなというような感じでありましたが、確認したところ、そこにちゃんと草を刈って、ロータリーかけて野菜を植えるということだそうでした。

〇〇〇〇さんは露地野菜を中心とした、水稻、飼料稲などを栽培する認定農業者でございます。

対価は無償なので、発生していません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。32 ページをお開きください。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 503 m<sup>2</sup> ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 ○○○○  
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの有償の所有権移転です。

申請地は○○橋から○○に向けて 50m ほど行き、南へ 150m ほど行くと左側を東へ 100m ほど行き、また南の方に 100m ほど行って、東へ 50m ほど行ったところに申請地がございます。

現状はトラクターで耕運されてきました。

○○○○さんは水稻を栽培される専門の農家でございます。

992㎡に対して、対価は○○○○円です。

2筆ありますけど、これ1筆になってます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4 番の案件につきましては、所有権の移転を受けるものが、私、坂本弘志の同居の親族に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、私は、この案件に関する議事に参与することができません。

つきましては、この案件の議事進行を、幸妻正浩副会長にお願いします。私は、退出いたします。

【坂本会長 退室】

【幸妻正浩委員 会長席へ移動】

[副会長]

しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。幸妻でございます。

それでは、早速議事に入ります。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 150㎡ ほかに1筆

所有権を移転する者 ○〇〇〇

所有権の移転を受ける者 ○〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[副会長]

8番。宮越推進委員。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転でございます。

申請地は〇〇から〇〇方面に150mほど行ったところの右側の道路沿いに申請地があります。2筆とも隣同士でございます。

現状はまだ飼料稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の息子さんでございます。ハウスきゅうり、なす、水稻を栽培されている認定農業者でもあります。

〇〇〇〇さんはハウスを増やし、収益アップを図り、雇用を増やして、地域に貢献している若手の農業者でもあります。

対価は2, 158㎡に対して〇〇〇〇円でございます。以上です。

[副会長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問は何かございますか。  
それでは、質問もないようですので、採決いたします。  
本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。  
全員賛成ということです。それでは、原案のとおり決定をいたしました。

それでは、私の役目は終わりましたので、交代いたします。  
坂本弘志会長は、席へお戻りください。

【幸妻正浩委員 自席へ移動】

【坂本会長 入室】

[議長]

幸妻正浩副会長さんありがとうございました。

それでは、次に、利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。33ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 204㎡ ほか7筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]



はい。推進委員説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借でございます。

申請地は〇〇にあります、〇〇から南へ150mほど行ったところの左側に申請地がございます。8筆ございますが、全部一まとめになってありました。

現状はトラクターで耕運されていまして。

〇〇〇〇さんは〇〇を引き継いで経営し、また、ハウス、ミニトマト、水稲などを栽培する認定農業者でもございます。

また、6次産業にも力を入れ、米粉麺などを独自に開発し、私も食べたんですけども、とてもおいしい麺ができております。ぜひ皆さんも食べるとういかなと思っております。

期間は10年で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。34ページをお開きください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 669㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への利用権貸借です。

申請地は先ほど説明しました、〇〇から東へ100m行き、南へ50mほど行ったところの右手に〇〇の\*\*\*\*番\*がございます。それから南へ60m

ほど行ったところに\*\*\*\*番\*と\*\*\*\*番\*がございます。

4つ目の\*\*\*\*番\*はその斜め西側に2反くらい間を空けた横の方にご  
います。

現状はどれもロータリーがかけられてきれいになっていました。

〇〇〇〇さんはハウスきゅうり、なす、水稻などを栽培される認定農業者で  
ございます。

期間は5年で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 1,958㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸  
借です。

先ほど説明した、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは夫婦でございます。

申請地は先ほど説明した〇〇の\*\*\*\*番\*の北側のすぐ横になります。

続きで1,958㎡がございます。

現状はロータリーがかけられていました。

〇〇〇〇さんの詳細については、先ほど説明したので省略したいと思います。

期間は5年で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい。35ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 1,631㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。これまでは相対契約で貸借されていましたが、次の5番と一緒に農業委員会を通した、強化法での利用権設定です。

申請地は大字〇〇字〇〇の4筆で、〇〇から150mほど南へ下ったところの畑です。

今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは付近の農地で、早期水稻やハウスを栽培されています。

現地を確認したところ、4筆とも収穫間近の甘藷が栽培されていました。

なお、貸借は10a当り〇〇〇〇円で、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 914㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○  
担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。先ほどの○○○○さんから○○○○さんへの新規の利用権設定です。先ほどと同じように相對契約をしていたのを委員会を通して、強化法での利用権設定です。

申請地は大字○○字○○の 1 筆と字○○の 1 筆で、\*\*\*\*番\*は○○から西へ 1 5 0 m ほど行ったところの周りが住宅地に囲まれた田んぼで、このあからさまに西へ 1 3 0 m 行ったところの\*\*\*\*番\*の田んぼです。

今の耕作者は認定農業者の○○○○さんです。○○○○さんは付近で早期水稲や飼料用稲を栽培されています。

現地を確認したところ、2 筆とも早期水稲が刈り取られ、2 番穂が出ている状態でした。

なお、賃貸は 1 0 a 当り○○○○円で、期間は 5 年間だそうです。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3 6 ページをお開きください。

6 番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*

畑 1, 8 0 2.9 1 m<sup>2</sup> ほか 3 筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定です。

〇〇〇〇さんは白菜、キャベツなどを栽培されております。

申請地は〇〇地区の〇〇〇〇から 300 m 手前の東側の農地で、3,806.71 m<sup>2</sup>です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は1年で、1反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 1,899 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定です。

申請地は先ほどの農地の西側の農地です。面積は1,899 m<sup>2</sup>です。

現地を確認したところ、同じくロータリーがかけてありました。

期間は1年で、1反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページをお開きください。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 6, 700㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規の設定です。〇〇〇〇さんは〇〇などの栽培をされております。

申請地は〇〇地区の〇〇の〇〇の北側の農地であります。面積は18,312㎡の農地です。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。一方の方は〇〇の名前が分かりませんが、〇〇の名前はちょっと確認はしていません。

期間は5年間で、金額は1反当り〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 4, 891㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規の設定です。〇〇〇〇さんは認定農業者で、白菜、キャベツ、早期水稲などの栽培をされております。

申請地は元〇〇〇〇の工場があったところの南側の 100m のところの農地で、4,891㎡あります。

現地を確認したところ、草で荒れておりました。

期間は 10 年間で、金額は 1 反当り 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。38 ページをお開きください。

10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 1, 119㎡ ほか6筆

利用権を設定する者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員、橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。宮崎県農業振興公社から〇〇〇〇さんへの特例事業のうちの一時的貸付タイプを活用した新規の利用権設定です。

一時貸付タイプは農地の受け手は4年10か月後に必ず買ってもらうという約束の基で有償で借りるということです。

申請地については、先ほど説明したので省かさせていただきます。農地は飼料稲が刈り取られて、耕運はまだでしたけども、そのままになってました。

期間が4年10か月ということで、10a当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。申請地も現地確認も先ほど、所有権移転の案件で説明したとおりです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から10番まで、10件の案件について、一括して採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番から10番まで、10件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号8、議案第47号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]



はい。39ページをお開きください。

議案第47号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」です。

今月13日～16日に農地利用状況調査の中で、町内のそれぞれの担当地区において非農地と判断いただきました78筆、33,302.91㎡を1地区から7地区の順番に議案にあげております。

それでは、1地区から説明いたします。

議案は39ページの1番、航空写真は46ページになります。

場所は、〇〇の北東の辺りになります。

続きまして、議案は39ページの2番、航空写真は47ページになります。

〇〇から北西に進んだ辺りになります。

続きまして、議案は39ページの3番と4番と7番から12番。そして、議案の40ページの13番から17番で、航空写真は48ページになります。

国道10号線沿いで、〇〇とか〇〇のある辺りになります。

続きまして、議案は39ページ5番、航空写真は49ページになります。

上にあるのが〇〇ですけど、そこから300mぐらい南の辺りになります。

続きまして、議案は39ページ6番、航空写真は50ページになります。

〇〇から200mぐらい南の辺りになります。

次に、2地区を説明いたします。

議案は40ページ18番、航空写真は51ページになります。

〇〇の南東の辺りになります。

続きまして、議案は40ページの19番から24番、航空写真は52ページになります。

〇〇が左の真ん中辺りにありますが、県道を越えたところに6筆あります。

続きまして、議案は41ページ25番、26番、航空写真は53ページになります。

〇〇の東と西にそれぞれ1筆ずつあります。

次に3地区を説明いたします。

3地区につきましては、大字など地番が順不同となっております。

議案は41ページ27番と42ページ41番から43番、航空写真は54ページになります。〇〇の辺りになります。

続きまして、議案は41ページ28番から30番、航空写真は55ページになります。

〇〇の上の方になりますけど、28番と29番の間にある建物が見えますが、こちらが〇〇で、その付近になります。〇〇になります。

続きまして、議案は41ページの31番、32番、航空写真は56ページになります。

場所は〇〇で、〇〇の辺りになります。

続きまして、議案は41ページの33番、航空写真は57ページになります。

〇〇の〇〇から坂を上がったところになります。

続きまして、議案は41ページ34番と35番、航空写真は57-1になります。

〇〇の〇〇〇〇さんの自宅を直進した辺りになります。

続きまして、議案は41ページ36番と42ページ37番、航空写真は58ページになります。

〇〇の東側になります。

続きまして、議案は42ページ38番と39番、航空写真は59ページになります。

現在、〇〇地区の〇〇がありますけど、その東側辺りになります。

続きまして、議案は42ページ40番、航空写真は60ページになります。  
線路を通過して、左に入ったところに駐車場と墓地がありますけど、その付近になります。

次に4地区を説明いたします。

議案は42ページ44番、航空写真は61ページになります。

〇〇の〇〇から入って200m進んだ辺りになります。

続きまして、議案は42ページ45番、航空写真は62ページになります。

〇〇の北西200mの辺りになります。左上の三角の部分になります。

続きまして、議案は42ページ46番、航空写真は63ページになります。

〇〇の北西のあたりになります。

次に5地区を説明いたします。

議案は42ページ47番、48番と43ページの49で、航空写真は64ページになります。

47につきましては、〇〇を右折、直進して、〇〇を通過したところになります。

48と49については、〇〇の〇〇〇〇さんの自宅の南側の辺りになります。

続きまして、議案は43ページ50番、51番、52番、航空写真は65ページになります。

地区は〇〇になりますが、真ん中の曲線の道路が〇〇線ですが、県道沿いの辺りになります。

続きまして、議案は43ページ53番、54番、航空写真は66ページになります。

上の方にある道路が〇〇線で〇〇が航空写真の上の方に載っていますが、そこ

から150mほど南の辺りに2筆あります。

次に6地区を説明いたします。

議案は43ページ55番、航空写真は67ページになります。

〇〇を200mくらい北に行った辺りになります。

続きまして、議案は43ページの56番から60番、航空写真は68ページになります。

〇〇〇〇の北側の辺りになります。

続きまして、議案は44ページ61番、航空写真は69ページになります。

真ん中の道路が国道10号線で、国道沿いに〇〇とか〇〇の販売店がありますが、その東側になります。

次に7地区を説明いたします。

議案は44ページ62番、63番、64番、航空写真は70ページになります。

場所は〇〇になりますが、10号線沿いに3筆あります。

続きまして、議案は44ページの65番、66番、67番、航空写真は71ページになります。

〇〇の北側になりますが、墓地のところに2筆、その北の〇〇内に1筆あります。

続きまして、議案は44ページ68番、69番、72番、73番、74番、航空写真は72ページになります。

68番と69番については〇〇になりますが、〇〇〇〇さん宅近くの西側の辺りになります。

72番から74番については鳴野になります。

続きまして、議案は44ページ70番、航空写真は73ページになります。

場所は〇〇、現在は〇〇になってますが、そちらから進んだところに70と書いてあるちょっと右下に建物が見えますけど、その西側の辺りになります。

続きまして、議案は44ページ71番、航空写真は74ページになります。  
〇〇から〇〇に上がる道路の右側の辺りになります。

続きまして、議案は44ページ75番から78番、航空写真は75ページになります。

〇〇川の辺りに4筆あります。

早口ですが、以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第9回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(閉会14時01分)